

## 第10回赤村農業委員会総会会議録

招集日時	平成27年4月6日(月) 13時30分
招集場所	赤村住民センター 研修室1
開 会	平成27年4月6日(月) 13時27分宣告
	一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)
1番委員	秋 元 善 照 (議長)
2番委員	三 橋 淳 一
3番委員	宇都宮 正 彦
4番委員	春 本 英 世
5番委員	加 未 啓 二
6番委員	木 村 義 明
7番委員	金 子 司
8番委員	春 本 敏 典
9番委員	宮 原 マツ子
10番委員	鷺 谷 又 美
11番委員	在 津 圭 太
12番委員	大 場 信 司
13番議員	中 田 守
14番委員	原 廣 和
15番委員	田 口 実
16番委員	道 壽 子

二、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
三、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 荒 木 錠 治
書 記 瓜 生 覚
主 査 荒 尾 剛
四、本総会の議事案件は次のとおりである。
・報告事項（農地法第18条第6項の規定による合意解約について）
・議案第21号 農用地利用集積計画について
・議案第22号 農用地利用集積計画について
・その他
（13時27分開会）

秋元議長            それではちょっと時間早いけど、全員揃いましたので始めたいと思います。その前に事務局長の方から事務局の異動があったそうなので説明をお願いします。

荒木事務局長        この度4月1日で人事異動がございまして、今回の人事異動の関係で今まで農業委員会の書記として荒尾、嘱託職員として進藤が農業委員会の関係をやっておりましたけど、今回その2人がそれぞれ振興係の方に異動しましたので、一言みなさまに挨拶をいたします。

荒尾主査            （荒尾主査挨拶）

嘱託進藤            （嘱託進藤挨拶）

荒木事務局長        それで荒尾に代わりまして、教育委員会の方から瓜生主事が上がってきました。また、みなさまの方に色々とお世話になると思いますのでどうぞよろしくをお願いします。

瓜生書記            （瓜生書記挨拶）

荒木事務局長        それでは、今日は荒尾と瓜生が同席しますのでよろしくをお願いします。

秋元議長            それでは第10回赤村農業委員会総会を開会いたします。

第10回農業委員会総会の議事録署名人を指名します。7番委員金子委員さん、8番委員春本敏則委員さんよろしく願います。それでは議案に入る前に会長として、農業委員会の運営について願います。質疑する委員及び答弁する事務局は、一問一答、そのつど議長の許可を得て明確に発言を願います。関連する質問については、現質疑者の質疑が終ってから質疑を願います。それでは議案に入る前に報告事項を先にいたします。事務局よろしく願います。

荒尾主査 (報告事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、朗読説明をする。)

秋元議長 はい。報告事項が終わりました。それでは議案に移りたいと思います。それでは議案第21号議題といたしましては、筆の多いものは、一括でよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

秋元議長 それでは、事務局説明を願います。

荒尾主査 (議案第20号 農用地利用集積計画について、朗読説明をする。)

秋元議長 はい。事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんの方から願います。

原委員 はい。●●●●さん、●●さん、●●●●さんこの3つは関連性があります。一番上の●●●●さんが、今まで●●●●さんが作っていたのを、●●●●さんに依頼したということでございます。これはどういうことかという、この3つは一箇所に固まっていて道路と川に挟まれています。その関係でシカ、イノシシ等の有害鳥獣が出るわけです。それで小作人と地主が共同で実費を出して、そこを完全に柵をしようということでしたんです。これは上の●●●●さんが報告事項で合意解約してますけど、これが2町ありまして後の6町ぐらいは一緒にひっついた所なんですけど、共同でやらないと●●●●さんが一緒にやらないとできないと言うことで、柵の関係とかですね。それで今までは10aあたり60キロの賃借料を払ってたんですが、イノシシ、シカ等の被害が多いということで、その半分の費用で●●さんが作るということでございます。ひとつずつ説明いたしますと、●●●●さんは●●さんが作ると。

次の●●さんは、●●にいて耕作ができないということで

●●さんをお願いしたということです。

次の●●●●さんも、この2つは●●さんがされていたわけですが、●●さんが亡くなられて出来ないということで●●さんをお願いしたということでございます。

次の上赤の●●●●が●●●●さんをお願いした分も●●さんが作っていた分を●●●●さんが作るということで、これはちょっと場所が離れていますから賃借料は一応上とは関係ないですから今まで通り1反60キロということです。ここまですぐいいですか。もうひとつもいっていいですかね。

秋元議長  
原委員

もう一件も上赤なのでいってください。

次は●●さんが●●さんに依頼ということでございますが、●●さんはもう80過ぎのご夫婦でまだ健在なんですけど、この地番は3つ別れとるんですが1町になったところで野菜を作っていたわけですが、もう高齢のためできないからと言うことで、●●さんに田んぼを作っていただけんかということでお願いしたということでございます。以上でございます。よろしくお願ひします。

秋元議長

はい。地元委員の説明が終わりました。上赤の分だけなんか質疑のあるかたは。

春本敏典委員

はい。ちょっといいですか。今、原委員さんの申した●●さんのぶんは、田んぼ畑になつとるやないですか。

田口委員

畑になつとるみたいやね。

春本敏典委員

米を別にやるんやか。別にやるんやろうね。

荒尾主査

はい。そこは確認しました。そしたらですね、もうそこはちょっと米作るということで●●さんの方から聞きました。ここは米作るそうです。

春本敏典委員

米を作るわけ。

荒尾主査

それでちょっと賃借料のところ玄米ということで書いています。

春本敏典委員

台帳畑やないかい。

荒尾主査

はい。そうですね。今、畑です。

春本敏典委員

畑に60キロやるかなと思って。はい、わかりました。現実には田んぼやろうね。

鷺谷委員

今の意見いいですか。畑であるところに、米を作るということはできるんですか。確認です。確認のためです。

荒尾主査

それは、畑を稲作ができるかということですか。ようする

に台帳が畑のところ。

鷺谷委員

確認です。

荒尾主査

はい。それはいいと思います。

鷺谷委員

いいですか。思いますじゃないで、いいか悪いかだけです。

荒尾主査

それはいいです。ただ改良するとかなったら届出はいるんですけど。

鷺谷委員

そういうことを言ってるんじゃないで、畑を田とすることはできるんですか。それが出来るか出来ないかだけでけっこうです。

荒尾主査

それはできます。ちょっとすいません、法的根拠と言われた場合は。

鷺谷委員

いや、私が言ってるのはそこじゃないです。

荒尾主査

はい。すいませんちょっと出来ると自分は思っているんですけど、法的なところはどこかと言われたらちょっと弱いんで、ちょっとそこを調べさせてもらっていいですか。

三橋委員

はい。ちょっと同じような意見やけど水利権はどうなっちゃうん。一番問題やが。これ下々に迷惑かけりやせん。今まで畑で水利権放棄しちよろう。そこはどうなっちゃうんかい。そりゃ作る人は勝手やろう。

春本敏典委員

原委員。もともとこれ田んぼやなかったんですか。

原委員

もともと田んぼですよ。それを畑に変えて何年か作くったわけですね。それで現状も畑になつとる。だけどそれをもう畑はできないからと言うことで、●●さんに田んぼを作ってくださいということで。まあ、●●さんが畑するっちゃそれでいいんですけど、現実には田んぼをやるっていうことらしいんですよ。

春本敏典委員

水利はきちょうよね。

鷺谷委員

あの、いいですか。私が言ったのは畑を田んぼとして作ることが法的にいいですかと言ってるんで、今言った水利権とか色々なものが田んぼに付くんですよ。それで私確認で、例えば、これ田んぼにしますということで法律上ダメということになれば、この農業委員会は田んぼにすることはダメですという指導をしてやらないかんです。そこを私言ってるんで。利用権設定は構いませんけども、たまたま田んぼにしますという言葉が出たもので言ってるんで。そこの確認です。あくまでも法律上です。農業委員会は法律によって動いてい

かなければならん。

荒尾主査 農地法上は、確かなかったと思うんですけどその地番については。ただちょっとその根拠の法律が何かって言われたら、ちょっと今お答えできないので調べさせてもらってもいいですか。

鷺谷委員 ということは保留でいいですか。

春本敏典委員 休憩をとらな。

秋元議長 ちょっと休憩します。

(暫時休憩)

秋元議長 それでは会議を再開します。これはちょっとのけておいて後の質問はございませんか。

春本敏典委員 はい。そうするとこの件については、次回に保留というかたちで地元委員のかたいいですか。

原委員 これはもう一応結論でない場合は次回にしてもらったと思うんですけどね。ダメな場合はぼつにせなしょうがないです。

秋元議長 これはまた次回に保留しますかね。

春本敏典委員 今日わかれば、今日でもいいけど。

鷺谷委員 とりあえず保留して、後でわかったら後で説明すればいい。

秋元議長 じゃあ後にしましょう。

原委員 前の4つをお願いします。

秋元議長 前の4つの分から何か質問とかありますか。

宇都宮委員 いいですか。上の報告事項と新規に借りる●●●●さんとこの農業従事者が違うけどいいんですか。

原委員 いいですか。前は上の面積でやってたんですけど、面積を減らして自分たち夫婦でやるということで従事者人数を減らしたと思うんですけど。前は人を雇ってしよったんですけどね。

宇都宮委員 はいわかりました。

大場委員 関連してちょっといいでしょうか。●●●●さんの面積が、どう足しても引いても合わんのですが。

荒木事務局長 数字の方はちょっと整理してみます。ちょっとおかしいですからね。

(荒尾主査入室)

秋元議長 荒尾君。今この分が、面積が違うって質問が出ていますが。

荒尾主査 合意解約と下の分が違うということですかね。この上の合

意解約の分は、当時の申請書を提出してきた時の営農状況です。下は今現在の営農状況になります。

秋元議長  
大場委員  
秋元議長

いいですかね。

はい。

それでは、1件除いてその他でこのぶんについて質問のあるかた。ないでしょうか。

(「ありません。」の声あり)

秋元議長

それでは、そのぶんだけ採決をとります。●●●●さん、●●●●さんのぶんの賛成のかた。

(全員挙手)

秋元議長

出席者全員で可決します。続きまして2番目、●●さんと●●さんは賛成のかた。

(全員挙手)

秋元議長

はい。全員賛成ですね。続きまして●さんと●●さん賛成のかた。

(全員挙手)

秋元議長

はい。それからもうひとつ●さんと●●さんの賛成のかた。

(全員挙手)

秋元議長

はい。このぶんは全員賛成ということで可決します。先程の分は、一番最後にまわします。それでは、山浦の分を地元委員さん説明をお願いします。

在津委員

はい。●●さんの田んぼは1町だけ離れたところにありまして、上と下を●●さんの田んぼが挟んでいるわけですが、イノシシ、シカ等の柵の関係で●●さんに作ってもらえないかということで連絡がきています。よろしくをお願いします。

●●さんの方は、春本委員さんが●●さんを連れて来ていただきまして田んぼ等の説明をしています。●●さんが新規就農者なので、こちらまで来て田んぼを作りたいということできています。よろしくをお願いします。

秋元議長

それでは、このぶんにつきまして質問はありませんか。ありませんかね。

(「はい。」の声あり)

秋元議長

それでは、採決をとります。●●さんと●●さんの賛成のかた。

(全員挙手)

秋元議長

出席者全員で可決します。続きまして●●さんと●●さん

の賛成のかた。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして大内田、地元委員さんの説明をお願いします。

木村委員 ●●●●さんから再度再任をお願いしますと頼まれました。●●●●さんと●●●●さんと●●●●さん。●●●●さんは、1年間の契約になっておりますけどよろしくをお願いします。

秋元議長 はい。地元委員さんの説明が終わりました。意見のあるかた。

(「ありません。」の声あり)

秋元議長 それでは、採決をとります。●●さんと●●さんの賛成のかた。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして●●さんと●●さんの賛成のかた。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして●●さんと●●さんせいのかた。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。それでは続きまして第22号議案で、この案件では11番の在津委員は農業委員会に関する規則第10条の規定により退席をお願いします。

在津委員 よろしくをお願いします。

(在津委員退席)

秋元議長 それでは、事務局説明をお願いします。

荒尾主査 (議案第22号 農用地利用集積計画について、朗読説明をする。)

秋元議長 はい。事務局の説明が終わりました。在津さんのところは、金子委員さん説明をお願いします。

金子委員 はい。在津さんのところが地元委員がいないということで、宇都宮委員が留守で私が合いましたので、私が現場を見に行きまして印鑑を押しました。内容につきましては、●●●●さんは在津圭太さんのすぐ近くにおったんですけど、今は●●の方において、もうできないと言うことで在津さんに作ってもらえないかということです。玄米は10アールあたり120キロになってますけど、これはなしかというハウズで作

ってます。それで前も借りてやっていたということで再契約  
でやっていますので、また●●さんのほうも帰ってもできない  
ということで在津さんの方にお願ひしますと話があつてお  
ります。よろしくお願ひします。

秋元議長

はい。金子委員さんの説明が終わりました。この件につ  
いて、何か質問はございませんか。

原委員

はい。ハウスの持ち主は誰ですか。

金子委員

それは在津圭太さんです。土地だけ借りてですね。●●さ  
んが野菜を作っていないから、お金より米の方がいいと言  
うことで話がついています。

秋元議長

いいですか。

原委員

はい。

秋元議長

他には。

(「ありません。」の声あり)

秋元議長

なければ採決をとりたいと思います。賛成のかた。

(全員挙手)

秋元議長

全員賛成ですね。本人を呼んできてください。

(在津委員入室)

秋元議長

11番委員に報告します。議案第22号については、可決  
されました。

在津委員

ありがとうございました。

秋元議長

それでは、先程の保留の件がありますので事務局の方より  
お願ひします。

荒尾主査

先ほどの●●●●さん●●さんの件で台帳、現況畑のぶ  
んを田んぼに変える件ですが、農林に確認がとれなかった  
ので農業会議所に話をしてみましたが、農地法上には  
そういった定め自体はないんですけど、ただ先程も水利  
権のことを言われてましたけど、現況畑を何も改良  
しないで田んぼにできるものなのかということ  
でちょっと聞かれました。実際すぐに水を入れて  
田んぼを作れる状態なら問題はないんですけど、  
そういった改良があるかどうかの確認はまだして  
ないので、そのへんが必要なのかなと思います。

田口委員

そうじゃなくて畑が田んぼになるんかということ。  
また減反減反って言いよるのに、田んぼを減反  
せえって言いよるのに畑に田んぼを作  
っていいのか、できるかってこと。

荒尾主査

改良の分と転作の絡み、面積とが変わってくるのでそこに

については農業会議所でもわからなかったのが農林に確認しようとしてたんですけど連絡がとれてない状態です。

春本敏典委員 会長いいですか。この件については、わからんならばこの次の農業委員会にかけてもらうようなかたちで、現地に行ってみてどっちみち水利の問題もあるやろうし、そこを原委員と確認してもらってもう一度かけてもらったほうがいいんじゃないですか。そうじゃないと農業委員で通した場合、またこんな例が出た場合通さなならんけん。現実畑やったら水利権はいつてないと思う。そうするとポンプで上げるか、そうすると上の水利権のもんが文句がでるんじゃないかと思うし。地元の水利権の方が、それはいいですよという一筆がとれとけばいいけど、それの方がいいんじゃないかと思うけどね。

秋元議長 はい。今春本委員さんが言うようなことで今回は保留するようなかたちでいいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

秋元議長 それでは今回は保留します。次回までに事務局は調べて。それでは議案は全部終わりました。それではその他について事務局何かありませんか。

荒尾主査 はい。平成26年度が終わりましたので、農業委員会活動日誌を事務局の方で集めたいと思いますので来月の総会の時に持ってきて頂きますようお願いいたします。また、27年度の方は、ちょっと今日用意できてないんで次回5月の総会の時にお配りします。

秋元議長 それでは次回の日程は、5月7日でよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

秋元議長 それでは第10回赤村農業委員会総会を閉会します。

(閉会 14時20分)